

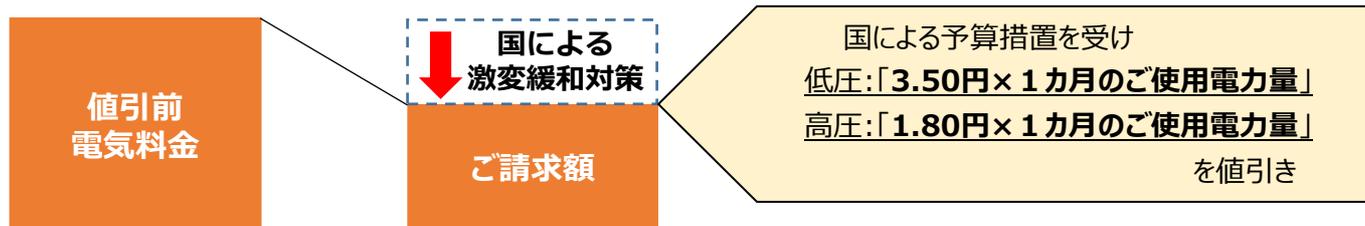
電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置の概要

当社は、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による電気料金（最終保障供給料金および離島等供給料金）の特別措置を継続することとし、2023年9月20日に経済産業大臣の特例承認を受けました。

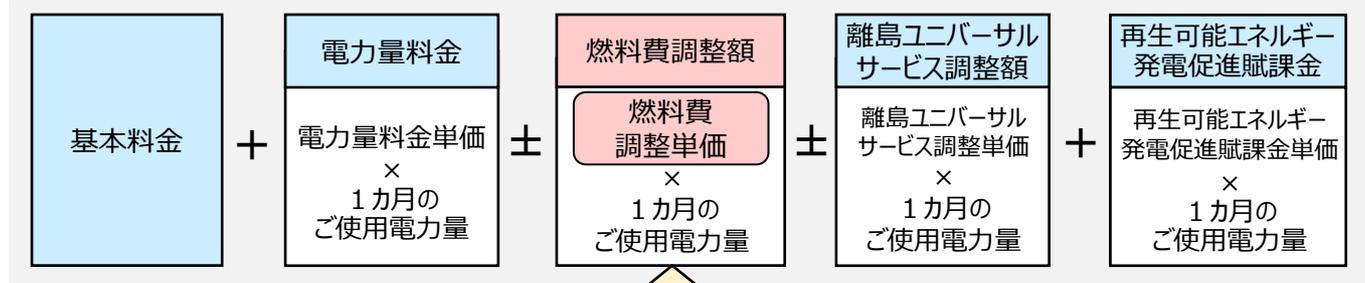
本特別措置により、2023年11月分～2024年1月分の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、1 kWhにつき、低圧でご契約のお客さまは3.50円（税込み）を、高圧でご契約のお客さまは1.80円（税込み）を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。

なお、本特別措置の適用にあたり、お客さまによるお手続きは不要です。

1. 電気料金のご負担軽減イメージ（2023年11月分～2024年1月分の場合）



一般的な電気料金の計算方法



本特別措置の適用期間中、「1kWhあたり、低圧は3.50円、高圧は1.80円を差し引いて」算定いたします。

2. モデル料金への影響（税込み）

本特別措置の延長期間は、家庭用のモデル料金（従量電灯B・30A・260kWh）においては、電気料金から毎月910円の値引き（国におけるモデルケース〔使用電力量400kWh/月〕においては、毎月1,400円の値引き）を行います。

	2023年2月分～9月分	2023年10月分	2023年11月分～2024年1月分	2024年2月分以降（未定）
電気料金	9,778円	9,778円	9,778円	9,778円
激変緩和後（ご請求金額）	7,958円	8,868円	8,868円	未定
値引き額	1,820円	910円	910円	未定

※従量電灯B（30A、260kWh/月）の電気料金ご負担イメージ（毎月のご使用量は一定と仮定）です。

※2023年6月1日実施の離島等供給約款〔低圧用〕における料金単価により算定しております。

※上記料金には、燃料費等調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金を含んでおりません。

※2024年2月分（2024年1月ご使用分）以降の措置は未定であるため、国の制度設計を踏まえて対応してまいります。

(参考) 対象となる料金プランおよび軽減単価

本特別措置により、低圧または高圧でご契約のお客さまの2023年2月分～2024年1月分の電気料金に適用となる燃料費調整単価から、下表の軽減単価を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。

【低 圧】

対 象		2023年2月分～ 9月分	2023年10月分	2023年11月分～ 2024年1月分
従量制供給		7円00銭	3円50銭	3円50銭
公衆定額 街路電灯 A	電灯	10Wまで	27円19銭	13円59銭
		20Wまで	54円38銭	27円19銭
		40Wまで	108円75銭	54円38銭
		60Wまで	163円13銭	81円56銭
		100Wまで	271円88銭	135円94銭
		100Wごと	271円88銭	135円94銭
	小型 機器	50VAまで	81円21銭	40円60銭
		100VAまで	162円41銭	81円21銭
		100VAごと	162円41銭	81円21銭
臨時電灯 A	50VAまで	2円19銭	1円10銭	
	100VAまで	4円38銭	2円19銭	
	100VAごと	4円38銭	2円19銭	
	1kVAまで	43円82銭	21円91銭	
	1kVAごと	43円82銭	21円91銭	
臨時電力	0.5kW	23円03銭	11円52銭	
	1kWごと	46円05銭	23円03銭	
農事用電力 B (育苗温床用電力)	0.5kW	41円45銭	20円73銭	
	1kWごと	82円89銭	41円45銭	
深夜電力 A		700円00銭	350円00銭	350円00銭

【高 圧】

対 象	2023年2月分～ 9月分	2023年10月分	2023年11月～ 2024年1月分
従量制供給	3円50銭	1円80銭	1円80銭

※特別高圧のお客さまは本措置の対象外となります。

【参 考】

差し引き例：従量電灯 B で2023年2月分の燃料費調整単価が3円47銭の場合
 $3円47銭 - 7円00銭 = \blacktriangle 3円53銭$